

2 職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和5(2023) 年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の 人件費率
4(2022) 年度	人 78,887	千円 48,508,074	千円 2,921,664	千円 7,163,770	% 14.7	% 13.7

(注1) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含まず。

(注2) 普通会計とは、特別会計（国民健康保険事業、介護保険事業）及び公営企業会計（公営企業等事業）を除いたものをいいます。

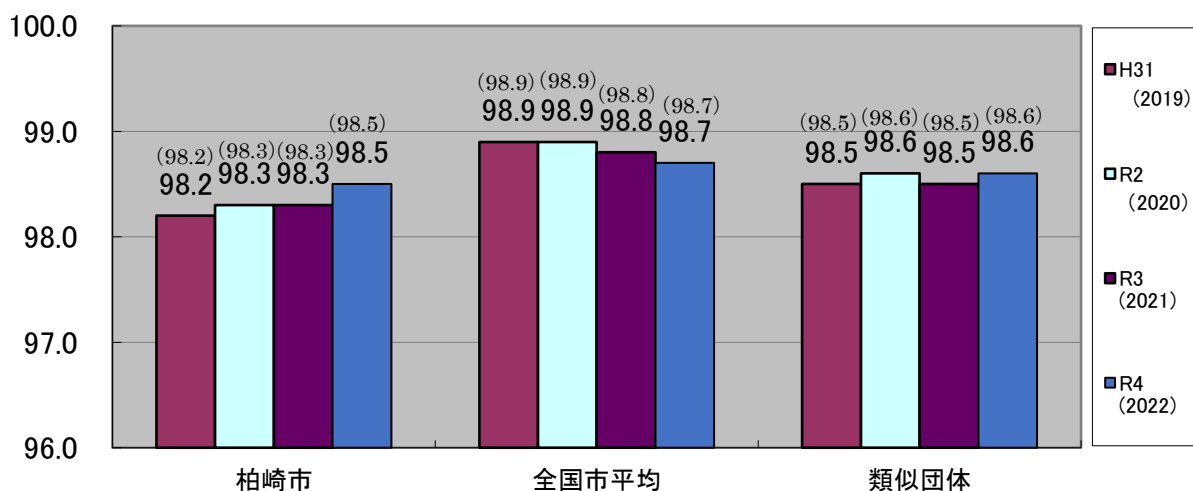
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
4(2022) 年度	人 745	千円 2,654,314	千円 504,860	千円 1,045,419	千円 4,204,593	千円 5,644

(注1) 職員手当には、退職手当を含みません。

(注2) 職員数は、令和4(2022)年4月1日現在の人数で、再任用フルタイムを含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注1) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員を100として計算した指数です。

(注2) () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(注3) 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5（2023）年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏崎市	43.3歳	321,444円	388,122円	340,320円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏崎市	44.4歳	21人	220,452円	231,232円	222,071円

(注) 年収ベースのデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値です。

③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏崎市	34.8歳	281,930円	345,337円	300,461円

④福祉職（保育士等）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏崎市	38.5歳	296,473円	323,557円	300,683円

(注1) 「平均給料月額」とは、令和5（2023）年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

(注2) 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員と比較するため、平均給与月額から時間外勤務手当等を除いて算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和5（2023）年4月1日現在）

区分		柏崎市	新潟県	国
一般行政職	大学卒	185,200円	191,700円	総合職 198,500円 一般職 185,200円
	高校卒	154,600円	158,900円	一般職 154,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5（2023）年4月1日現在）

区分		経験年数別給料月額			
		10年	20年	25年	30年
一般行政職	大学卒	267,044円	352,014円	374,510円	386,722円
	高校卒	221,050円	—	—	372,100円
技能労務職	高校卒	—	—	187,200円	—

(注1) 経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

(注2) 該当する職員がない場合は、「—」としています。

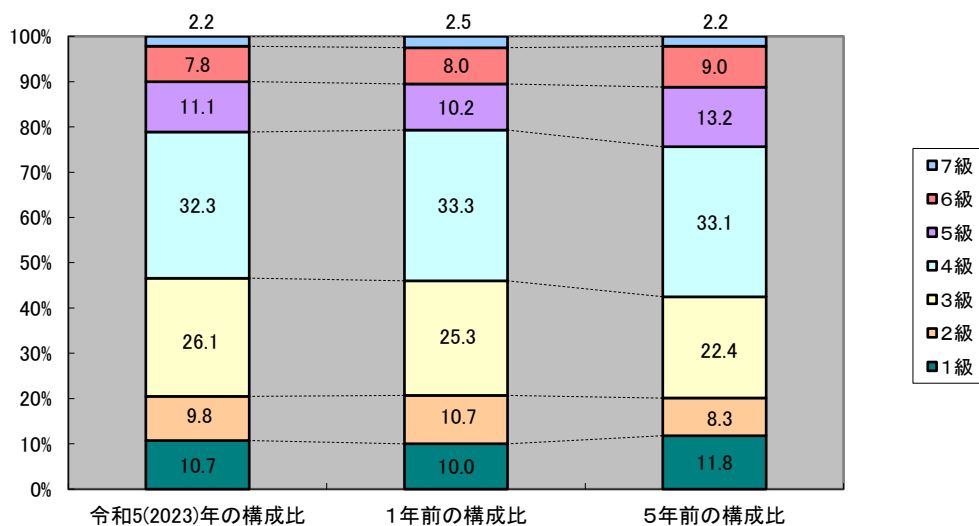
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和5（2023）年4月1日現在）

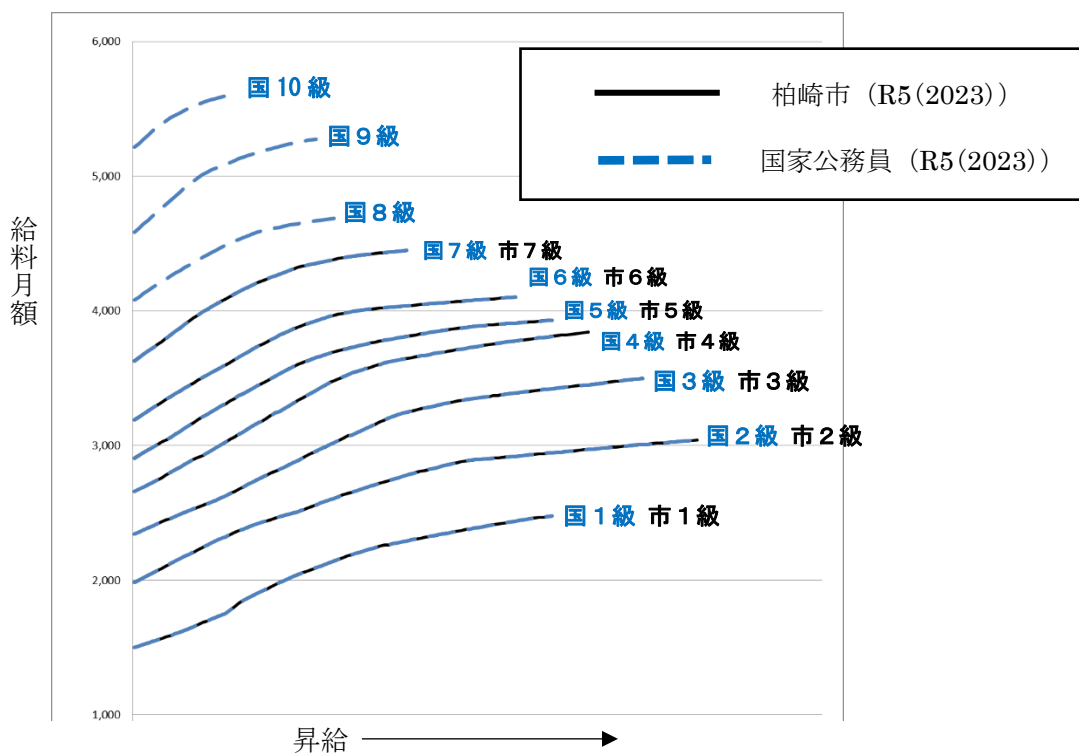
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師の職務	48人	10.7%	150,100円	247,600円
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	44人	9.8%	198,500円	304,200円
3級	主査の職務	117人	26.1%	234,400円	350,000円
4級	係長、園長又は主任の職務	145人	32.3%	266,000円	384,200円
5級	課長代理又は副主幹の職務	50人	11.1%	290,700円	393,000円
6級	課長又は主幹の職務	35人	7.8%	319,200円	410,200円
7級	部長の職務	10人	2.2%	362,900円	444,900円

(注1) 新潟県柏崎市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第13号）に基づく給料表の級区分による職員数です。

(注2) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5（2023）年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5（2023）年4月2日から 令和6（2024）年4月1日までににおける適用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

(令和4(2022)年度支給割合)					
区分	期末手当		勤勉手当		
一般職員	2.45	月分	1.95	月分	
再任用職員	1.35	月分	0.95	月分	
1人当たり平均支給額：1,411千円					
(加算措置の状況)					
職制上の段階、職務の級等による加算措置：役職加算5～15%					

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5（2023）年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5（2023）年4月1日現在）

柏 崎 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	7,421千円	16,807千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4（2022）年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (令和5 (2023) 年4月1日現在)

支給実績 (令和4 (2022) 年度決算)		822千円	
支給職員1人当たり平均支給額 (令和4 (2022) 年度決算)		274,145円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区	20%	1人	20%
新潟市	3%	2人	3%
柏崎市	0%	0人	0%

(4) 特殊勤務手当 (令和5 (2023) 年4月1日現在)

区 分			
支給実績 (令和4 (2022) 年度決算)		11,369千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4 (2022) 年度決算)		82,988円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4 (2022) 年度)		16.5%	
手当の種類 (手当数)		21	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	市税等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収業務に関する業務	日額 300円
滞納処分手当	従事した職員	差押に関する業務 (電話加入権の差押業務を除く。)	1件当たり 500円
援護特殊調査手当	社会福祉事務所に勤務する現業を行う所員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、指導監督を行う所員	被生活保護世帯等の著しく困難な訪問調査等に関する業務	日額 300円
防疫等作業手当	従事した職員	感染症が発症した場合等で感染症患者等の救護等業務	日額 290円
		家畜伝染病の蔓延を防止するための業務	日額 380円
		新型コロナウイルス感染症における次に掲げる作業以外の作業	日額 3,000円
		新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業	日額 4,000円
行旅病人取扱手当	従事した職員	行旅病人の取扱作業	1件当たり 700円
し尿処理業務手当	従事した職員	し尿処理施設におけるし尿処理業務	日額 500円
ごみ処理業務手当	従事した職員	ごみ処理施設におけるごみ処理業務	日額 500円
災害応急作業等手当	従事した職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は住民等の避難誘導業務	日額 500円
災害活動手当	自動車運転者	災害に出勤し、著しく危険な現場活動に従事する業務	勤務1回につき 500円
	その他の職員		勤務1回につき 300円
救急業務活動手当	救急救命士	救急業務に出勤し、著しく危険又は不快な現場活動に従事する業務	勤務1回につき 350円
	自動車運転者		勤務1回につき 250円
	その他の職員		勤務1回につき 170円
高所作業手当	従事した職員	災害現場において地上15メートルを超える作業に従事する業務	勤務1回につき 200円
夜間招集手当	非常招集を命ぜられた職員	午後9時から翌日午前5時までの間、月2回以上招集される業務	2回目から勤務1回につき 1,000円
用地交渉	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該	日額 300円

手当		所有者等と交渉する業務	
除雪作業手当	従事した職員	深夜の除雪車の運転（同乗して行う運転の補助を含む。）	日額 1,000 円
道路上・下水道特殊作業手当	従事した職員	特殊自動車を使用する著しく危険な道路補修作業等又は下水道管きよ内の汚泥若しくは異物除去の作業	日額 500 円
危険手当	1 診療所に勤務する職員（医師、歯科医師、保健師、看護師を除く。） 2 診療所に勤務する保健師、看護師	診療所運営に関する業務	1 月額 1,000 円 2 月額 2,000 円
放射線取扱手当	診療エックス線技師又は助手として従事した職員	診療エックス線の照射に関する業務	日額 300 円
医師手当	診療所に勤務する医師、歯科医師	診療所運営に関する業務	採用の日以後の期間の区分に応じて月額 355,000 円～821,100 円
粗大ごみ等収集作業手当	従事した職員	粗大ごみ等の収集作業	日額 500 円
し尿収集作業手当	自動車運転手 清掃員	し尿収集作業	日額 500 円
ごみ処理作業手当	操機員	ごみ処理施設のごみ処理作業	日額 500 円

（注 1）徴収手当、し尿処理業務手当、ごみ処理業務手当、災害応急作業等手当、除雪作業手当、道路上・下水道特殊作業手当、粗大ごみ等収集作業手当、し尿収集作業手当及びごみ処理作業手当の支給額は、その日の勤務時間が 4 時間未満（除雪作業手当にあつては 2 時間未満）であった場合は、支給額の 100 分の 50 とします。

（注 2）防疫等作業手当のうち、感染症が発症した場合等で感染症患者等の救護等業務については、心身に著しい負担を与えると市長が認める場合、家畜伝染病の蔓延を防止するための業務については、著しく危険であるもの又は心身に著しい負担を与えるものとして市長が認める場合には、100/100 に相当する金額を加算した額となります。

（5）時間外勤務手当

	支給実績	支給職員 1 人当たり平均支給年額
令和 4（2022）年度決算	284,538 千円	343 千円
令和 3（2021）年度決算	301,815 千円	361 千円

（注）平均支給年額を算出する際の職員数は、同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

（6）その他の手当（令和 5（2023）年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （支給職員 1 人当たり平均支給年額） （令和 4（2022）年度決算）
扶養手当	・配偶者、父母等 6,500 円 ・子 10,000 円 ・子が 16 歳に達する年度の始めから 22 歳に達する年度末までに該当：5,000 円加算	同じ		83,960 千円 (257,547 円)
住居手当	・借家 月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高 27,000 円まで支給	同じ		33,413 千円 (321,277 円)

初任給調整手当	医師職員給料表の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額414,300円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給	同じ		4,978 千円 (4,977,600 円)
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者（電車、バス等利用者） 負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給 交通用具使用者（自動車等使用者） 片道の使用距離に応じて2,900円から最高33,700円まで支給 パークアンドライドにより通勤し、駅等の周辺の駐車場料金を負担している場合、駐車場料金の1/2（上限3,000円）を支給 	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者は同じ。 交通用具利用者は異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通用具利用者 国は片道の使用距離に応じ2,000円（2km以上5km未満）から最高31,600円（60km以上）まで支給 	45,076 千円 (67,885 円)
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対し、月額26,000円に距離に応じて58,000円の範囲内の金額を加算して支給	同じ		816 千円 (816,000 円)
宿日直手当	庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員には、勤務1回につき4,400円を支給	同じ		支給実績なし
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等・・・11,000円 課長等・・・8,000円 管理職員が災害への対処、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日以外の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 部長等・・・5,500円 課長等・・・4,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> 休日又は休日等に勤務した場合、職員の区分に応じ、6,000円～12,000円を支給 週休日又は休日以外の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合、3,000円～6,000円を支給 	187 千円 (6,217 円)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		11,314 千円 (80,817 円)
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、勤務1時間につき、100分の135の割合を乗じて得た額を支給	同じ		51,494 千円 (536,393 円)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性に鑑み、当該職の区分に応じて定めた額を支給 部長等・・・66,400円 課長等・・・51,900円	同じ		36,056 千円 (680,304 円)

5 特別職の報酬等の状況（令和5（2023）年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	917,000円		
	副市長	716,000円		
	教育長	616,000円		
報酬	議長	491,000円		
	副議長	420,000円		
	議員	394,000円		
期末手当	市長 副市長 教育長	(令和4（2022）年度支給割合）3.3月分		
	議長 副議長 議員	(令和4（2022）年度支給割合）3.3月分		
退職手当	市長 副市長 教育長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		917,000円×在職月数×0.52	22,888,320円	退職時(在職期間通算)
		716,000円×在職月数×0.34	11,685,120円	同上
		616,000円×在職月数×0.20	5,913,600円	同上

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

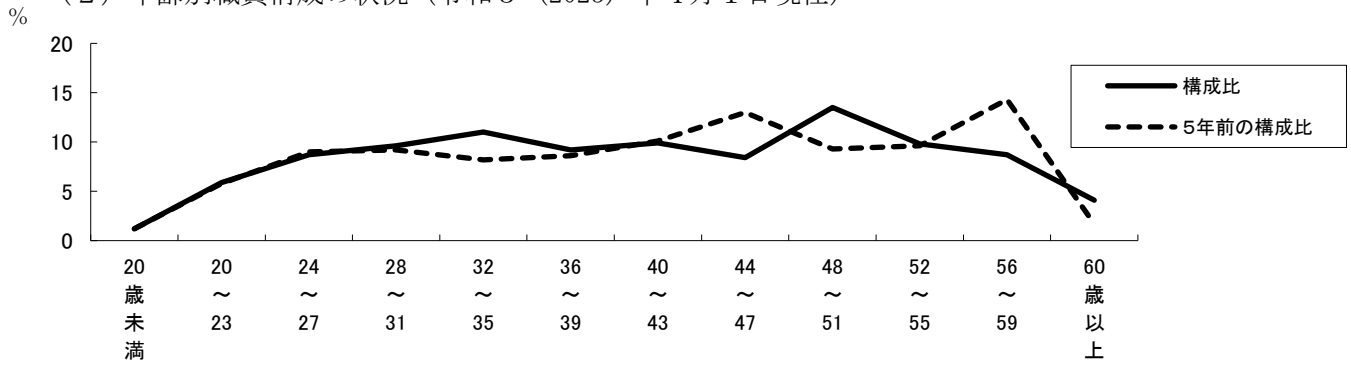
区分 部門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度			
普通会計部門	一般行政	議会	6	6	0	
		総務税務	175	174	▲1	事務の統廃合に伴う減
		民生	196	193	▲3	予定外退職に伴う減
		衛生	51	51	0	
		農林水産	37	37	0	
		商工労働	26	26	0	
		土木	69	69	0	
	計	560	556	▲4	参考:人口1万人当たり職員数 70.48人	
	教育部門	67	66	▲1	再任用職員の短時間勤務への変更	
	消防部門	150	150	0		
小計	777	772	▲5	参考:人口1万人当たり職員数 97.86人		
公営企業等会計部門	病院	14	14	0		
	水道	35	35	0		
	下水道	26	25	▲1	再任用職員の短時間勤務への変更	
	その他	42	42	0		
	小計	117	116	▲1		
合計		894 [1,008]	888 [1,008]	▲6	参考:人口1万人当たり職員数 112.57人	

(注1) 職員数は、一般職に属する職員数です。

(注2) []内は、条例定数の合計です。

(注3) 人口1万人当たりの職員数については、地方公務員定員管理調査における令和5（2023）年1月1日現在の人口に基づく数値です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5 (2023) 年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
職員数 (888人)	11人	52人	77人	85人	98人	82人	88人	75人	120人	87人	77人	36人

(注) 職員数は、一般職に属する職員数です。

(3) 職員数の推移 (単位: 人)

部門別	年度	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	過去5年間の増減数 (率)
一般行政部門		575	570	566	565	560	556	▲19 (▲ 3.3%)
教育		67	66	68	67	67	66	▲1 (▲ 1.5%)
消防		149	149	150	150	150	150	1 (0.7%)
普通会計計		791	785	784	782	777	772	▲19 (▲ 2.4%)
公営企業等会計計		124	120	118	117	117	116	▲8 (▲6.5%)
計		915	905	902	899	894	888	▲27 (▲ 3.0%)

(注1) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

(注2) 職員数は、一般職に属する職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 前年度の総費用に占める職員給与費比率	
令和4 (2022)年度	2,904,470千円	3,546千円	205,972千円	7.1%	7.0%	
区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
令和4 (2022)年度	35人	135,234千円	19,510千円	51,228千円	205,972千円	5,885千円

(注1) 職員手当には、退職給与金を含みません。

(注2) 職員数は、令和4(2022)年4月1日現在の人数です。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5(2023)年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
柏崎市	46.7歳	321,986円	443,957円

(注) 平均月収には、期末手当及び勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当 (令和4(2022)年度)	イ 退職手当 (令和5(2023)年4月1日現在)
1人当たり平均支給額 1,464千円	令和4(2022)年度退職職員 1人当たり平均支給額 21,932千円
(支給割合)	(支給率)
区分 期末手当 勤勉手当	区分 自己都合 勸奨・定年
一般職員 2.45月分 1.95月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
再任用職員 1.35月分 0.95月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
(加算措置の状況)	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%	最高限度額 47.709月分 47.709月分
	(その他の加算措置)
	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当(令和5(2023)年4月1日現在)

区 分		
支給実績(令和4(2022)年度決算)		152千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4(2022)年度決算)		12,696円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4(2022)年度)		34.3%
手当の種類(手当数)		5
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
非常招集手当	招集に応じた職員	水道施設及び下水道施設に事故が発生した場合において、勤務時間以外の時間に緊急呼出しにより出勤し、復旧又は調査に従事する業務
		左記職員に対する支給単価 勤務1回につき 1,000円

徴収手当	料金等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収に関する業務	日額 300円
滞納処分手当	従事した職員	著しく困難な停水処分及び差押に関する業務（電話加入権の差押業務を除く。）	日額 500円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300円
危険作業手当	従事した職員	高所作業、坑内作業、深夜作業、道路上作業又は毒物、劇物等（前処理室において使用する有機溶剤を含む。）を使用して行う水質試験作業等で著しく危険性の高い作業に従事する業務	日額 300円

(注) 徴収手当、滞納処分手当及び危険作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満であった場合は、支給額の100分の50とします。

オ 時間外勤務手当

	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
令和4（2022）年度決算	9,923千円	317千円
令和3（2021）年度決算	7,976千円	256千円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当（休日給）を含みます。

(注2) 平均支給年額を算出する際の職員数は、同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

カ その他の手当（令和5（2023）年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との比較		支給実績 (支給職員1人当たり平均支給年額) (令和4(2022)年度決算)
		異同	異なる内容	
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者、父母等 6,500円 子 10,000円 子が16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当：5,000円加算 	同じ		3,788千円 (252,533円)
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給 	同じ		633千円 (211,000円)
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者（電車、バス等利用者） 負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給 交通用具使用者（自動車等使用者） 片道の使用距離に応じて2,900円から最高33,700円まで支給 パークアンドライドにより通勤し、駅等の周辺の駐車場料金を負担している場合、駐車場料金の1/2（上限3,000円）を支給 	同じ		1,775千円 (59,160円)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性にかんがみ、当該職の区分に応じて定めた額を支給 部長等・・・66,400円 課長等・・・51,900円	同じ		1,420千円 (709,800円)

手当 宿日直	職員が宿直及日直勤務をしたときに支給 支給単価・・・4,400円	同じ		支給実績なし
管理職員特別勤務手当	・管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等・・・11,000円 課長等・・・8,000円 ・管理職員が災害への対処、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日以外の午前0時から午前5時に勤務した場合に支給 部長等・・・5,500円 課長等・・・4,000円	同じ		支給実績なし
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、勤務1時間につき、100分の135の割合を乗じて得た額を支給	同じ		53千円 (17,535円)

(2) 下水道事業

①職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 前年度の総費用 に占める職員給 与費比率	
令和4 (2022)年度	4,739,109千円	242,043千円	169,250千円	3.6%	3.4%	
区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
令和4 (2022)年度	26人	108,068千円	18,763千円	42,419千円	169,250千円	6,510千円

(注1) 職員手当には、退職給与金を含みません。

(注2) 職員数は、令和4(2022)年4月1日現在の人数です。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5(2023)年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
柏崎市	48.1歳	346,372円	482,333円

(注) 平均月収には、期末手当及び勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当 (令和4(2022)年度)			イ 退職手当 (令和5(2023)年4月1日現在)		
1人当たり平均支給額 1,632千円					
(支給割合)			(支給率)		
区分	期末手当	勤勉手当	自己都合	勸奨・定年	
一般職員	2.45月分	1.95月分	勤続20年 19.6695月分	24.586875月分	
再任用職員	1.35月分	0.95月分	勤続25年 28.0395月分	33.27075月分	
			勤続35年 39.7575月分	47.709月分	
			最高限度額 47.709月分	47.709月分	
(加算措置の状況)			(その他の加算措置)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当（令和5（2023）年4月1日現在）

区 分			
支給実績（令和4（2022）年度決算）		18千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4（2022）年度決算）		2,188円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4（2022）年度）		30.8%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
非常招集手当	招集に応じた職員	水道施設及び下水道施設に事故が発生した場合において、勤務時間以外の時間に緊急呼出しにより出勤し、復旧又は調査に従事する業務	勤務1回につき 1,000円
徴収手当	料金等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収に関する業務	日額 300円
滞納処分手当	従事した職員	著しく困難な停水処分及び差押に関する業務（電話加入権の差押業務を除く。）	日額 500円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300円
危険作業手当	従事した職員	高所作業、坑内作業、深夜作業、道路上作業又は毒物、劇物等（前処理室において使用する有機溶剤を含む。）を使用して行う水質試験作業等で著しく危険性の高い作業に従事する業務	日額 300円

（注）徴収手当、滞納処分手当及び危険作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満であった場合は、支給額の100分の50とします。

オ 時間外勤務手当

	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
令和4（2022）年度決算	7,820千円	341千円
令和3（2021）年度決算	7,771千円	336千円

（注1）時間外勤務手当には、休日勤務手当（休日給）を含みます。

（注2）平均支給年額を算出する際の職員数は、同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

カ その他の手当（令和5（2023）年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との比較		支給実績 （支給職員1人当たり 平均支給年額） （令和4（2022）年度決算）
		異同	異なる内容	
扶養手当	・配偶者、父母等 6,500円 ・子 10,000円 ・子が16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当：5,000円加算	同じ		4,254千円 (250,235円)
住居手当	・借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給	同じ		618千円 (309,000円)

通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者（電車、バス等利用者） 負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給 交通用具使用者（自動車等使用者） 片道の使用距離に応じて2,900円から最高33,700円まで支給 パークアンドライドにより通勤し、駅等の周辺の駐車場料金を負担している場合、駐車場料金の1/2（上限3,000円）を支給 	同じ		1,756千円 (79,800円)
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性にかんがみ、当該職の区分に応じて定めた額を支給</p> <p>部長等・・・66,400円 課長等・・・51,900円</p>	同じ		1,246千円 (622,800円)
宿日直手当	<p>職員が宿直及日直勤務をしたときに支給</p> <p>支給単価4,400円</p>	同じ		(支給実績なし)
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等・・・11,000円 課長等・・・8,000円 管理職員が災害への対処、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日以外の午前0時から午前5時に勤務した場合に支給 部長等・・・5,500円 課長等・・・4,000円 	同じ		(支給実績なし)
休日給	<p>休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、勤務1時間につき、100分の135の割合を乗じて得た額を支給</p>	同じ		95千円 (19,080円)